

第3編 土木工事共通編

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

3-1-1-1 契約内容の公表に係る設計書

発注者は、契約成立後、競争入札に付した予定価格200万円を超えるすべての工事について、工事区分、工種、種別については、名称、単位、数量、金額を、細別、規格については、名称、数量、規格を明示した当初設計の積算内訳を公表するものとする。

3-1-1-2 工程表

受注者は、契約約款第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。ただし、請負代金額が200万円以下の場合において、発注者が指示しないときはこの限りではない。

3-1-1-3 現場技術員

受注者は、現場技術員の配置が通知された場合には、以下の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
- (2) 現場技術員は、契約約款第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。
また、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができる。

3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等

1. 立会依頼書の提出

受注者は設計図書及び監督職員の指示に従って段階確認又は監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

2. 監督職員の立会

監督職員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 確認、立会の準備等

受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 確認及び立会の時間

監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

5. 遵守義務

受注者は、契約約款第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の**立会**を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、約款第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

6. 段階確認

段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、表3-1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。また、監督職員が指示した種別についても段階確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認及び監督職員が指示した段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

表 3-1-1 段階確認一覧表

1 一般確認事項(監督職員が**指示**するもの)

- (1) 当該工事の構造物で、完成検査時に水中又は地中に埋没し明視できない部分(不可視部分)の出来形確認。
- (2) 鉄筋コンクリート工事の配筋確認。
- (3) JIS規格以外のコンクリート二次製品の品質確認。
- (4) 舗装工事における路床工・路盤工・舗装工の出来形・品質確認。
- (5) 土質調査及びさく井、貫入試験立会。
- (6) 塗装工事の回数確認、厚さ及び数量の確認。
- (7) 吹付け材の調合確認。
- (8) 推進工事の薬液注入、滑材注入、埋殺し仮設工の確認。
- (9) シールド工法、セグメント一次及び二次覆工の確認。
- (10) 管の接合状況、ボルトの締付けトルクの確認。
- (11) 浄化槽等の漏水確認。

2 工種別確認事項

種 別	細 別	確認時期
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工 (掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		フルフローリング実施時
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バッチカルドレーン工	サトドレーン	施工時
	袋詰式サトドレーン	施工完了時
	ペーパードレーン等	
締固め改良工	サトコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時
	鋼管矢板	打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭	打込時
	鋼管杭	打込完了時(打込杭)
	H鋼杭	掘削完了時(中掘杭)
		施工完了時(中掘杭)
場所打杭工		杭頭処理完了時
	リバース杭	掘削完了時
	ホルケーシング杭	鉄筋組立て完了時
	アースリール杭	施工完了時
深礎工		杭頭処理完了時
		土(岩)質の変化した時
		掘削完了時
		鉄筋組立て完了時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		施工完了時
		グラウト注入時
		鉄杓据え付け完了時
		本体設置前(オープンケーソン)
鋼管矢板基礎工		掘削完了時(ニューマチックケーソン)
		土(岩)質の変化した時
		鉄筋組立て完了時
置換工(重要構造物)		打込時
		打込完了時
		杭頭処理完了時
築堤・護岸工		掘削完了時
砂防堰堤		法線設置完了時
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	法線設置完了時
	基礎工、根固工	覆土前 設置完了時

重要構造物			土（岩）質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
函渠工 （樋門・樋管含む） 躯体工（橋台） R C躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工			
躯体工 R C躯体工			沓座の位置決定時
床版工			鉄筋組立て完了時
鋼 橋			仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）
ポストテンションT(I)桁製作工 プレキャスト桁製作工 プレキャストブロック組立工 PCホーログ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁製作工 床版・横組工			プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立て完了時 （工場製作除く）
地覆工 橋梁用高欄工			鉄筋組立完了時
トンネル掘削工			土（岩）質の変化した時
トンネル支保工			支保工完了時 （支保工変化毎）
トンネル覆工			コンクリート打設前 コンクリート打設後
トンネルインバート工			鉄筋組立て完了時
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工		フーチング定着アンカー穿孔完了時
	鋼板取付け工、固定アンカー工		鋼板建込み固定アンカー完了時
	現場溶接工		溶接前 溶接完了時
	現場塗装工		塗装前 塗装完了時
ダム工		各工事ごと別途定める	
上水道機器製作 （積算上規格品取扱いのものは除く）		浄水設備の機器製作	監督職員の指示する時期
		計装設備の機器製作	
		電気設備の機器製作	
		ポンプ設備の機器製作	
下水道機器製作 （積算上規格品取扱いのものは除く）	管渠	推進機等の製作	監督職員の指示する時期
	処理場等	機械設備の機器製作	
		計装設備の機器製作	
		電気設備の機器製作	
		ポンプ設備の機器製作	

特殊機械、機器、特殊製品等の試験、検査を要するもの		監督職員の指示する時期
圃場整備事業等	表土扱いを伴う基礎整地工	監督職員の指示する時期
	幹線用水路及びパイプライン工で管径が大きいもの	
	暗渠排水工で数耕区にまたがるもの又は湧水処理のあるもの	
	購入土による客土又は耕土の区画外補給のあるもの	
	排水フリームで断面が大きく、かつ幹線水路となるもの	
上水道工事 通水試験工	水圧試験	連絡工事前
ガス工事 耐圧・気密試験工	気密試験 耐圧試験	連絡工事前
建築工事及び建築設備工事		国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修 建築工事共通仕様書・ 電気設備工事共通仕様書・ 機械設備工事共通仕様書等により、監督職員が指示する

3-1-1-5 数量の算出

1. 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

2. 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、第1編1-1-2.3第8項の福井市工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

3-1-1-6 品質証明

受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。

- (1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、部分払、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。
- (2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則とし

て品質証明員は検査に**立会**わなければならない。

- (3) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。
- (4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (5) 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

3-1-1-7 工事完成図書の納品

1. 一般事項

受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。

- ① 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）
- ② 施工計画書
- ③ 完成図面
- ④ 工事写真
- ⑤ 検査、確認、**立会**の記録書
- ⑥ 施設台帳

2. 電子成果品及び紙の成果品

受注者は、「福井市電子納品ガイドライン（案）（工事編）」に基づき、工事完成図書を電子媒体で、電子媒体納品書（工事）とともに提出しなければならない。

3. チェックシステム

受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。

3-1-1-8 中間検査

受注者は、福井市工事等検査規程に基づき、中間検査を受けなければならない。

受注者は、中間検査については、第3編1-1-4 監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

3-1-1-9 工事中の安全確保

1. 適用規定

土木工事にあつては、第1編の1-1-27 工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。

2. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3. 使用する建設機械

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書に

より建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

3－1－1－10 提出書類

1. 一般事項

受注者は、提出書類を工事請負契約関係の書式集や福井市工事施工管理資料作成要領等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。

2. 設計図書に定めるもの

契約約款第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他指定した書類をいう。

3－1－1－11 創意工夫

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出する事が出来る。

第3編 土木工事共通編

第2章 一般施工

本章の規定については、「福井県土木工事共通仕様書」（令和8年4月）中の第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工を準用する。

ただし、3-2-3-25 銘板工 図3-2-2(1) 銘板の寸法および記載事項 中の「福井県」は「福井市」と読み替えるものとする。